

第2回 再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例 (仮称) 策定検討委員会

日時：令和3年9月2日

場所：県庁1201会議室 (Web会議)

【事務局】

それでは、御案内のお時間となりましたので、これより、第2回再生可能エネルギーと地域の自然環境や歴史・文化的景観等との調和に関する条例(仮称)策定検討委員会を開催いたします。

今回は、現下の新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、委員の皆様にはリモートで御参加いただいております。よろしく願いいたします。

なお、佐藤委員につきましては、公務のため本日ご欠席となっております。また、本日の会議につきまして、録音させていただいておりますので、ご了承願います。

それでは、議事について、ここからの進行は伊藤委員長をお願いいたします。

【伊藤委員長】

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に皆様の御協力をお願いいたします。

本日の進め方ですが、はじめに、事務局から前回の御議論を踏まえて整理した事項や、条例の骨子案等の説明を受けた後、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

それでは事務局から御説明をお願いします。

(事務局より資料に基づき説明)

【伊藤委員長】

ただいまの事務局の説明を受けまして、委員の皆様のお意見等をお聞かせいただければと思います。

お一人5分程度で御発言をお願いいたします。

発言の順番は、委員名簿順に指名させていただきたいと思っております。初めに、青柳委員をお願いいたします。

【青柳委員】

私の方で気になった点を一つ伺います。条例骨子案の第6の公表の部分ですが、公表とだけ現段階では公表とだけ記載されていますが、公表の内容や、具体的にどこでどういう形で、いつからいつまでといった期間といったところを具体的に条例に規定する予定でしょうか。

【伊藤委員長】

委員の皆さんからの個別の質問につきましては、最後にまとめて事務局から回答するとい

うことでよろしいでしょうか。

【青柳委員】

はいわかりました。まだ具体的に条例という形ではなく、骨子の段階ですが、私は、手続きとしてはこういった流れで良いのではという印象で思っております。以上です。

【伊藤委員長】

どうもありがとうございます。それでは、和泉田委員お願いします。

【和泉田委員】

2点ほどあります。それではA3の骨子案に沿って申しますと、まず、第7の利害関係者の意見提出機会で、調べたところ、山形県の環境影響評価条例（アセス条例）では、「意見を有する者」は、意見書を提出することができるという規定になっています。その規定と違える必要もないのではないかなということ、利害関係者に関しては、「意見を有する者」とすることを提案させていただきたいと思います。

次に、第20の勧告及び命令ですけれども、アセス条例の仕組みも調べたところ、当該条例の最終手段は、勧告と従わない場合の公表です。ところが、この条例案については、さらにその最終案として、必要な措置を命ずることができることになっていて、その後ろ盾が公表になっており、環境影響評価条例の仕組みと違っている。

アセス条例では、最終手段が勧告、従わない場合の公表ですが、こちらは命令が待っている。その差は为什么呢。勧告の方には、公表の後ろ盾がなく、命令の方にその後ろ盾があるという、何かちぐはぐな感じがします。せつかくですから、命令の方については、本当に罰則を科すことも考えてはどうかと思います。

命令の文言について見ると、第14に工事停止命令があって、これについては従わない場合の罰則がなかったと思うんですね。これで思い出すのは有名な宝塚パチンコ条例事件ですが、条例にその命令に従わない場合の罰則が規定していなくて、それでも強行したことに対して民事訴訟を起こしたところ、こういった場合には、地方自治体は民事訴訟を起こせないという判例があります。

そういうことも考えて、この命令違反には罰則も規定してしまうということにして、勧告に従わない場合の公表を用意してはどうでしょうか。以上、大きく分けて2点提案いたします。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。それでは、次に加藤委員お願いいたします。

【加藤委員】

風力発電事業者という立場で、いくつか申し上げたいと思います。進め方の全体感としては、大体理解の範囲内にあると思っております。風力発電については、非常に景観に対する影響が大きいと当然考えられるわけで、羽黒山の案件もそういった見方から、非常に厳しい反対運動を受けて、事業者が事業を諦めた形になったと認識しています。逆に申し上げますと、その

場所については、特に規制がかけられていた場所ではないという言い方もできるわけで、その辺のバランス、特に風力発電に対する景観偏重ということを考えて、風力発電だけではないかもしれませんが、風力発電についてはゾーニングについてどう考えるかということについての議論は必要でないかなと思います。

羽黒山の案件の場所が、風車を建ててはいけない場所と規定をされていたならば、こういう話は起こらなかったという可能性が高いわけです。そういうことを考えると、山形県さん主導で、市町村と相談しながら、ゾーニングはどうあるべきかということについて、この条例策定にあたって必要な議論なのではないかと改めて思っております。

それから手続きのイメージのところ、資料の6ページ目に、上からFITの認定、条例の手続き、環境アセスとありますが、これらが同じ時系列で進むというイメージで記載しているのかと認識したのですが、特に電力会社の系統連携の確保については、当然、再エネだけではないすべての発電事業者と競合しますし、また、年度が変わればFIT価格が下がるということもあります。系統連携が単独で先に進むことは大いに考えられますし、条例の認定を取っていないことで、事業者リスクで、工事費負担金を支払ってはいけないとは、おそらく言えないのではないかなと思いますので、この辺はちょっとスピード感が変わってくる可能性があると思いましたが、この辺はご理解いただける範囲内と思っています。

市町村にも聞いていただくとと思いますが、当然ですが、事業者として、山形県さんだけに相談、事前協議を申し入れて、関係市町村に事前協議はしないということは、まずありえないと認識していますので、市町村との連携はしっかりとっていただきたい。先ほどのゾーニングについても同じようなことが申し上げられるのではないかなと思っています。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。それでは、後藤委員、よろしくお願いいたします。

【後藤委員】

概ね、骨子案につきましては、了解いたしました。その上で、事業者の視点で申し上げさせていただきます。

認定申請のフローイメージ等ですが、これについて、協議から始まって最終的な知事の認定申請に至るまでの、時間的な経過をどれぐらい予測可能な範囲で明示することができるのか、ご検討いただければと思います。

この条例はもちろんのこと、関係法令がたくさんあります。法令を遵守した上で、調和をとれた再生可能エネルギーの開発を推進していく。推進していく立場であるということ的前提に、調和のとれた電源の開発をやる上で、その事業計画の案を作成し、計画を提出するという手続きの中で、案や計画の中身を、どの程度関係法令を遵守しながら、それから条例と合致させてやっていくためには、もう少し具体的に、県の方でもこの、例えば事業計画の策定ガイドラインのようなものをご検討いただいた方が、事業者サイドから見ると、その網羅的なものをいろいろ突き詰めていく時にそのガイドラインをベースに案を作り、住民との合意形成に至る打ち合わせをする等の取り掛かりができるような、進めやすいような補強をいただければと思います。以上です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。それでは、高澤委員、よろしくお願いいたします。

【高澤委員】

骨子案についてお取りまとめありがとうございました。私からも 2 点述べさせていただきます。

まず 1 点目は、先ほどの和泉田先生の話と重複するところもありますが、地元住民や利害関係者の範囲をもう少しわかりやすく規定できるといいのではないかと考えています。

特に、山形県内の様々な景観に関する場所ですと、そこに住んでいる人、地元の方だけではなく周辺の方、或いは、今そこに住んでいなくてもそこを故郷に思っていて非常に大事にしている方、最近では関係人口というようなことが言われていますけれども、そういった方も含めると必ずしも地域住民の方だけではないのかなという感じがしております。その場所に対して思いのある人も含むようなことができると、例えば、地域の人はその間に問題ではないと思っていることでも、もしかすると全国的に見ると非常に問題だと考える人がいて、その工事に対して意見がある人もいると思いますので、その範囲をもう少し広く考えていただけるといいかなと思います。

二つ目ですが、先ほどの骨子案の中の一番下の認定申請等のフローイメージがありますが、私は、もちろん申請に至るプロセスも非常に大事だと思いますが、再エネの施設に関しては維持管理が非常に重要なことになるのではないかと考えています。

社会情勢によって流動的な側面もありますので、骨子案の第 15 から 18 までにあるとおり、ぜひ発電開始の後の維持管理や、廃止に関するものに繋がるような、フローのイメージをしていただけると、設置するだけではなく、その後も重要な役割を事業者は担っているということを改めて認識してもらいに役立つのではないかなと考えております。書きぶりの話になりますけれども、そういった点をご検討いただけたらいいなと考えています。以上です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。それでは、高橋委員よろしくお願いいたします。

【高橋委員】

条例の骨子に関しては、私もそれほど異論はありません。奇しくも、前回 7 月の第 1 回目の委員会の翌日に熱海での土石流が発生しました。発生箇所の際には、大規模メガソーラーが設置されていて、因果関係があるかないかはわからないということですが、果たしてあのような場所がメガソーラーの設置の適正な場所なのかなという問題があると思います。先ほど加藤委員からも話がありました通り、ゾーニングの考え方は十分にこの条例の中にも盛り込んでいったほうがいいのではないかと考えております。

6 月に山梨県で、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例が、議会の議決を経て施行されることになってきました。山梨県の条例では、設置の指定区域を設けています。山梨県は、県の面積の 80% を森林が占めるということで、森林の多様な役割という部分を勘案しながら、森林地域での再生可能エネルギーの設備、太陽光については設置を認

めないといった規定が盛り込まれています。そういった部分も含めながら、規制区域を設けていく必要があるのかなと考えています。

またもう一つ、先ほど高澤委員の方からもお話ありました通り、維持管理が重要なのかなと思っています。災害がこれだけ大きくなってくると、最上川の氾濫等で、もしかすると氾濫区域の中に太陽光発電等が設置された場合、二次災害の発生が起これるというようなこともありますので、維持管理の規制も行っていく必要があると思います。山梨県の条例の中では、立ち入り検査も可能として、勧告命令措置もあるようですので、ぜひその辺も含めて考えていただけたらと思います。

なお、この条例に関しては、今後、施設が建設されるものに関してという形になっていると思いますが、すでに施設が建設されて稼働しているような案件についても、もう一度、県の方に設置届を行うとか、管理計画を提出してもらうことが必要なのではないかと、基礎自治体である町、市町村の立場から言うと、手を入れていただけたらと思います。以上です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。それでは内藤委員お願いいたします。

【内藤委員】

全体としては概ねいいと思いますが、3点述べさせていただきます。1点目は、先ほど別の委員からもご指摘がありましたが、災害防止の観点が含まれるという意味で、目的の歴史・文化的環境等との調和の「等」には災害防止が含まれるということ、例えば県が条例の運用指針のようなものを作る時には、県の文章で別途解釈を明確にしておいた方がいいのではないかと思います。

2点目は、地球温暖化対策推進法の促進区域との関係です。加藤委員からもご指摘がありましたが、条例上、明確になっていません。また、温対法上、促進区域では市町村が手続きを代行する、ワンストップサービスのような形になっていますが、運用上の問題として、市町村が手続きを代行した時にどうなるのか、その辺のイメージがはっきりしない点があると思います。促進区域、ゾーニングと本条例の関係について、できれば1条起こして、「市町村が促進区域を定めるにあたっては、本条例の趣旨を尊重するものとする」といったような責務規定のようなものがあると、条例と温対法に基づく促進区域との関係がはっきりする感じがします。

3点目は、これも何人かの委員からすでにご指摘があったところですが、説明会の時には地元住民を対象とする、これはいいと思います。高澤委員と正反対の立場なのかもしれませんが、むしろ第7の利害関係を有するものでは、少し広すぎるのではないかと思います。利害関係を有する地元関係者など、地元であることを明確にするべきだと思います。なぜかという、環境アセスでもめる時に、いわゆる全国組織が地元と関わりなく意見を持ち込んできて混乱するということがよく起こります。この条例が、地元住民の地元の歴史・文化を守りたいという思いを尊重するものということを考えると、利害関係者は地元に限ったほうがいいと思います。要するに、アセスの説明会など外人部隊がかなりたくさん入り込む、例えば沖縄のアセスですと、地元よりも外人部隊で占められるといったことがよくあるわけです。この条例の場がそのようになってしまうと、元も子もなくなってしまうので、この第7の利害

関係を有するものは、もう少し狭めて、利害関係を有する地元関係者ということで、地元という言葉を入れたほうが良いと思います。私の方からは以上3点です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。最後に私ですが、A4資料の1ページの最後のところが、私が前回発言したものです。この問題について、骨子案ではありますが、総則の第1目的、第7の意見の提出に的確に反映していただいております、これは評価したいと思います。その場合、利害関係者を限定するのか、広くするのかといった問題は確かにあると思います。

第15の維持管理ですが、他の委員の方もおっしゃっていますが、危険箇所を設置された場合、定期的な点検など特に必要になってきます。関連して、災害時や緊急時の対応についても、この条例で念頭に置いているのか、お聞きしたいと思います。

私が申し上げるのもおこがましいですが、電気事業法の第2条で、50kW以上の設備は高圧ということで、国家資格を持った保安技師による定期点検が義務付けられていますが、50kW未満は低圧ということで、その義務がありません。ただ、低圧の設備でも、設置場所や施工のやり方によっては土砂崩れや強風によって事故が起きるリスクも当然あると思います。そういったことも念頭に入れているか確かめたいと思います。

【伊藤委員長】

各委員からたくさんのご意見出をいただきました。この場で全て回答することは難しいかもしれませんが、事務局の方からまとめて回答をよろしくお願いします。

【高梨課長】

委員の皆様から大変貴重なご意見ちょうだいいたしました。ありがとうございます。

一つ一つの意見をもう少し細かく整理しながら進めて参りたいと思いますけれども、ただ今いただいた意見の中から、現在考えているようなことや、今後どうしていくかといった方向性を回答させていただければと思います。

まず、多くの委員の皆様からお話がありましたが、もう少し詳しいガイドライン的なものを作って事業者の手続きが間違いなく進むよう、また、市町村の対応等もスムーズにいくようなものを作ってはどうかというようなご意見をいただいたところです。

我々の方でも、やはり、もう少し詳細なガイドラインのようなものをやはり作っていかねばいけないと考えておりました、今後、作成を進めていきたいと思っております。

二つ目として、これも皆様からお話がありました、ゾーニングについてです。ご意見にもありましたとおり、地球温暖化対策推進法の今後の流れとして、いわゆるポジティブゾーニングを市町村が行っていくことの方角性を示されているところです。具体的な進め方について、現在、国の方でもガイドラインを作っているところですが、温対法のポジティブゾーニングという考え方がある中で、ゾーニングの考え方というものも整理し、また、その市町村だけでそれぞれ作っていくことが難しい場面も出てくると思いますので、そこは県もしっかりと連携しながら作っていきけるような体制を考えていかねばいけないと思ったところです。

また、三つ目として、本条例において公表を違反した場合の対応としていることについて、例えば罰則も含めて検討したてはどうかといったご意見もいただきました。冒頭の説明でも

触れたところですが、現在国の方でも、FIT法に基づく認定取り消しにまで繋がるような条例の策定を支援していく方向性も出しておりますので、まずは、その抑止力がどの程度になるのかということを考えているところです。今後、全国的な動向などをみながら、違反に対する抑止力ということはどういったことができるのか、全国的に様々な展開が広がっていく中で、また検討していく場面も出てくるのではないかと考えております。

四つ目ですが、利害関係者について、いろいろとご意見をいただき、その範囲をどこまでとするのかという課題は、やはりあります。和泉田先生からありましたように、県のアセス条例の中で、意見を有するものと定義を整理していることもありますので、その辺りと定義を合わせては、とのご意見もいただきましたが、その考え方については、検討して参りたいと思います。

あとは、維持管理が大事だというご意見や、工事が適正に行われているか点検することも大事ではないかといったご意見もいただきました。県の方で点検できるような体制をどうやって構築できるのかということも含めて、いろいろと検討して参りたいと思います。

最後に、災害の防止の関係のご意見もいただきました。今現在、県の方でも、完成している大きな発電所の事業者の皆さんとは、担当者を毎年確認し、台風など災害の危険性があるような場合には、安全確認の連絡を取り合う体制を作っております。例えば、台風が発生した場合に、特に被害はないといったことや、被害があった場合にはその状況をすぐに教えていただくといった体制をとっております。これまでとっている体制も活かしながら、今後の維持管理上の災害防止の観点も含めた体制について検討して参りたいと思います。

いろいろとご意見いただいた中で、必要なところはガイドラインの中に落とし込むというようなことも進めて参りたいと考えております。どうもありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。私からは以上となります。

【伊藤委員長】

委員の皆さんからご意見いただいたなかで、6点まとめて事務局の方からお話がありました。せっかく皆様にリモートで参加いただいていますので、先ほど5分という時間でご発言をお願いしましたが、今の事務局の回答や、さらに付け加えるようなことがあれば、今度は1、2分でご発言いただければと思います。リモートですので、私の方から順番に指名させていただきますのでよろしくお願いします。それではまず青柳委員いかがでしょうか。

【青柳委員】

基本的な確認ですが、先ほどの利害関係を有するものを広げるか、広げないかということや、維持管理については、第1の目的で、地元住民との合意形成を図りながら再生可能エネルギーの導入を促進することとなっていますので、そこの関連が条文上出てくると思います。

皆さんのご意見踏まえた上で、目的をどうしていくのかが重要になると思いますので、目的も含めた形でご検討いただければと思います。

【伊藤委員長】

次に和泉田さん、罰則の問題も出ましたが、いかがでしょうか。

【和泉田委員】

罰則に関しましては、執行機関のご判断があると思いますのでお任せしたいと思います。

意見書提出の範囲の話は、基本的には、先ほど青柳先生のおっしゃったことに賛成ですが、難しいところですね。環境問題、地球温暖化対策の問題なので、意見を述べることができる人は、なるべく限定しないほうがいいのかという感じは持っております。

【伊藤委員長】

それでは、加藤さん。先ほどはゾーニングの問題とイメージ図、市町村との連携についてご発言なされましたがいかがでしょうか。

【加藤委員】

高梨課長からご回答いただいたことについて概ね理解しました。ゾーニングについては、こういう性格の条例ということを見ると、一緒にスタートしないと意味がないというか、条例だけスタートしても傍聞こえになってしまうということがあります。

課長もご認識の通り、これを市町村にお願いすることは酷なので、やはり、ゾーニングは県が主導的に作っていただくものであると認識しています。ゾーニングがないと、条例があっても、出羽三山のような問題が起こる可能性十二分にあると思いますので、ゾーニングは急ぐべきだと思います。

利害関係者の議論につきましては、逆に、実際に事業をするときに、利害関係者との接触は、かなり限界があって、資料にも記載してありますけども、環境アセスメントの住民説明会と兼ねてやるようなことになると、地域住民の皆さんということで自治会ですとか、その市町村の全体的な事業説明会を開催するということになります。羽黒山のように注目を集めている案件であれば別ですが、今まで全市町村で住民説明会はやらせていただいて、たくさん参加いただいた経験は全くありません。自治会でも、本当に何とか頼み込んで、役員会に出席させていただいたり、地域をなるべく小刻みに回ってやっています。事業者からすると、集まってくれていただくことに苦労しているので、この辺は机の上の議論とはなかなか一致しないと思います。

例えば洋上風力となれば、かなりの方々が集まってくくださると思いますが、山の上にポツッと風力発電が立つような案件に、なかなか興味を持っていただけない部分もあります。和泉田先生がおっしゃるように、興味がある人はどこから来るのか、ただただ反対だけされてしまうといったことになりがちであることも事実です。この辺、机の上と現実を少しご調整いただくことが必要かなと思います。

このことは、市町村とのやりとりについても共通としていえますし、ゾーニング、地域への説明ということについては共通の問題点があるので、方法論を常に議論していかなければいけないと思っています。

【伊藤委員長】

それでは、後藤さん、先ほどガイドラインのフローイメージに関しまして、手続きの時間的な経過といいたいまいしょうか、どれぐらいかかるか具体的なイメージについてご発言がありました。いかがでしょうか。

【後藤委員】

先ほどガイドラインの作成を考えているというお話をお聞きしました。検討いただけるのであれば、その中で、例えば協議について、初めに県、それから基礎自治体と協議する際には、その中身やどういうレベルで協議して、どういう準備をするのか。その上で案を作成すると考えていますけども、案はどの程度の案を作って、地域住民の皆様にご説明させていただくような形を進めていくのか、そのあと最終的に計画を作る計画の中身は、どの程度のものを想定しているのかということが、段階を踏んで作っていくものなのか、最初の協議の段階から、かなりのものを準備していくのか、まだイメージできない。時間の問題も合わせてですけども、協議があり、案を作り、計画を策定して、認定申請するという手順を、事業者レベルではどう考えたらいいか、少しぼんやりしているので、そこはガイドラインでカバーされていくと期待しています。

私は事業者ですので、資源エネルギー庁が2017年に策定し、順次改訂してきている今年の4月の最終版ガイドラインを読んでいます。これは太陽光や風力などそれぞれの電源ごとに、いろんなものを書き込んで、ガイドラインを作っています。ガイドラインでは、先ほどいろいろご指摘もあったような、例えば企画立案、設計施工、運用、維持管理や地域との関係、最終的な撤去及び処分ということを全部体系立てて、かなり厳しいというか、事細かものになっています。資源エネルギー庁に関わる場所では、これをすべてカバーリングしてかないとFIT認定されないわけですが、条例との関係でいうと、資源エネルギー庁のガイドラインでは、FIT認定に対する法令に関しては、他の条例や許認可を担保するものではないことになっている。このガイドラインではかなりカバーリングされていますけれども、それをもってFIT認定したとしても、その他の法令と条例を担保することはないとわざわざ書き込んでいる。当然だと思います。そういう立て付けの中で、条例の位置付けとして、事業者は、トータルで並列的に準備、いろいろなカバーリングする形をとっていくのか、手続き上、条例が最終的な認定となるのかといった、時間的なフロー、時間の観念をもう少しお示しいただきたいと思います。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。それでは高澤さん、先ほど利害関係の範囲の問題、維持管理の問題でご提案ありましたが、いかがでしょうか。

【高澤委員】

利害関係者について、先ほど内藤委員と正反対の意見だということでしたが、青柳委員がアドバイスくださったように、県の方でもう一度目的を改めて考えていただきながら、どういった範囲にしたらいいかを調整していただきたいと思います。意見を有するものの範囲は非常に難しいと思いますけれども、再度、目的に沿ってご検討いただくことが重要だと思います。広域的な調整は県の非常に重要な役割だと思いますので、そういった視点を踏まえて、ご検討いただけたらと思います。

ゾーニングに関して、先ほど発言しなかったのですが、調べてみましたら宮城や新潟ではすでに行っているようですので、先進的な事例も参考にして、ご検討いただけたらと思いま

す。

【伊藤委員長】

それでは、高橋さん、先ほどは山梨県の事例を挙げられてゾーニングの問題や、既存施設に対する規制や維持管理、洪水などの二次災害の関係でご発言ありましたがいかがでしょうか。

【高橋委員】

再生可能エネルギーの普及推進については、これは国策でやらなければならない、進めていかなければならないという考えは基本的に持っています。

ただ、適正な場所で、適正な人が適正に事業を実施していただき、実施できなければ何らかの問題が起きていますし、もうすでに全国的にも様々な問題が発生しているというような中で、今回の条例が制定されていくと思っているところです。やはり、この条例の適正な実効性の確保を担保するという点では、先ほどお話がありました指導や助言、施設への立ち入り検査、勧告、こういったものができて、措置命令ができるようにしていただければと思います。

先ほど高梨課長からもありました通り、勧告命令に従わないような事業者さんに関しては、事業者名を公表できる、もしくは国にF I T認定の取り消しを求めることができるといったところまで踏み込んだ形での実効性の確保を今回の条例の中に盛り込んでいただければありがたいです。

【伊藤委員長】

それでは、内藤さん、先ほど災害防止と、温対法との関係、第7の利害関係者の範囲の問題についてご意見ありましたが、いかがでしょうか。

【内藤委員】

時間がないので、利害関係者だけに絞ってお話したいと思いますが、青柳委員からお話があった通り、まさに目的との関係だと思えます。アセス制度は、広く情報を集めて事業に環境配慮を織り込むことが目的です。ですから、アセスの場合は、説明会は地元で開きますが、説明会の参加者を地元に限ることをしていません。意見募集の範囲も広く、アセス制度の場合は、広く環境情報を集めて事業に反映させることが制度の目的だからです。

しかし、本条例で同じことをやってしまうとアセスと同じになってしまいますし、要するに役割分担ができなくなってしまうと思います。本条例は、アセスで欠けている地元住民との合意機能を正式に条例で位置づけるってところに意義があります。そうすると、アセスのように広く情報を集めるという観点ではないので、どの範囲で合意形成をするかが重要になってきて、合意形成の範囲という意味でも、地元に限るべきだと思います。全国レベルの合意形成をここでやったらきりがありません。そういう意味で、利害関係を有するものも、地元に限るべきです。まさに目的規定との関わりですけども、そこでアセスとの役割分担が明確にできると思います。

促進区域との関係は、運用上、運用指針などで県の方で整理をしていただければいいのではと感じています。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。私は特別ございません。2回目のご発言を踏まえて、事務局の方からお願いします。

【高梨課長】

ありがとうございました。まず、ガイドラインを作成していく中で、例えば様式や、添付書類なども定める形にして、しっかりと事業者の方のイメージをわくような形で作成していきたいと思っています。

また、利害関係者について様々ご意見いただいております。皆様からいただいております通り、やはり本条例の目的と合わせて、どのような形でこの条例を進めていくかということが重要であると思います。条例にも謳っているように、地域住民との合意形成を図りながら再生可能エネルギーの導入を促進していくということは、エネルギー政策推進課としては、そういった視点が必要とっておりますので、目的との関係と合わせながら、整理をして参りたいと思っております。大変ありがとうございました。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。指名は申し上げませんので、委員の皆様で特にご発言がある方はお願いします。

【加藤委員】

一言申し上げさせていただきます。飯豊町の高橋委員がおっしゃっていましたが、既設の案件と条例施行後に協議が始まる案件の間に、今、すでに協議なり進行している案件があります。その案件の中に条例に抵触するとはまでは言いませんが、条例があつたら確認が必要な案件はないのだろうかと思っておりました。

もしかしたら、条例があつたらかなりやばい案件があると私個人としては認識しているものが、ないことはないので、その辺を条例に準じていくわけにはいかないのかもしれないが、こういった条例を議論していることを前提に、確認することが必要なのではないかと思っておりました。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。他に委員の方はどうでしょうか。

【後藤委員】

1回目の委員会でも発言させていただきました。再生可能エネルギーの議論をしているわけですが、この再生可能エネルギーは、やはり地域にある資源を活用した電源であるということを考えたときに、表題も再生可能エネルギーと地域の自然及び歴史・文化的環境等の調和ということで、地域と結びついているという考え方だと思います。これを、全体の中に、再生可能エネルギーを地域の地域による地域のためにというコンセプト、基本的な考え方をちりばめる、あるいは通したような県の考え方を、山形県の地域の地域による地域のためにという考え方をもう少し埋め込んでいただければと思います。これは何も、県外の業者を排除

するとか、もしそうあったとしても、それが何か不公平感を見出すものではない、不平等ではないと私自身は思っていますが、その整合性も含めて、もう少し埋め込んでいただければという思いです。

【伊藤委員長】

他にいらっしゃいませんか。今2点ご発言ありましたが、事務局はいかがですか。

【高梨課長】

ありがとうございます。加藤委員から、条例の対象にならない案件についてのご意見をいただきました。法的な効力がどこで発生するかといったところもあろうかと思っておりますので、引き続き整理を深めて参りたいと考えております。

また、後藤委員から、地域の中での政策に繋がるようなというご意見ですが、県の方では、長期的な10年間のエネルギー政策推進プログラムを策定する中で、この条例だけではなく、他の進めるべき方向性、施策の中で、地産地消を進めていく政策展開も掲げておりますので、こういった点からも、どういった展開ができるか、引き続き、意を用いて進めて参りたいと思います。ありがとうございました。

【伊藤委員長】

委員の皆さん、この骨子案も含めて、他に全体を通じて何かご意見はありませんか。

【和泉田委員】

先ほど、維持管理の点についても条例の位置付けを高めるようなご発言がいろいろありまして、その中で、高橋委員から、操業している期間、事業所への立ち入り検査の権限もあった方がいいというご提案がありました。私も賛成です。条例案を見たところ、今のところそれを組み込んでないので、立ち入り調査ができることを入れ込むことに賛成です。

それからもう1点、内藤委員が、アセス制度にない合意機能を組み込むこともこの条例の目的の一つというとおっしゃっていたのですが、やはり、私はその合意に係らしめることが法的には無理があると思っていて、実際に判断するのは知事です。知事が判断して、認定するかどうか決定することに対して、情報提供は広く募ったほうがいいと思います。

【伊藤委員長】

他にどうでしょうか。

【高橋委員】

維持管理について和泉田委員の方からお話がありましたが、飯豊町でもそういった事例があります。500kW以上のメガソーラーではない、ミドルソーラーぐらいで、個人事業主ですが、町内で事業を実施されています。国のガイドラインでは、第三者が立ち入らないように柵を設けて管理を行うというような勧告が出ているわけですが、それに基づいて設置してないということもあり、町の方から改善措置の指導を行っているのですが、一向に改善しません。

さらには、太陽光パネルの架台の下側の田んぼに盛り土したところに設置しているもので、

年数が経つにつれて土台がでこぼこになってきて、太陽光パネルが傾いているような状況になっています。そういった状態なども写真を取って、その事業主の方に改善をしていただきたいと話をしますが、一向に実施されないという問題が出ています。

そういうことが起こる可能性は今後もありますので、ぜひ維持管理の部分については今回の条例に含めていただければありがたいなと思います。

【伊藤委員長】

他の委員の方へよろしいですか。

【内藤委員】

合意形成ということで、最終的に知事の判断ということは、制度上はそうなのですが、地元の合意形成を進めるツールとしてこの条例を作るというところが、まさにアセスと違うところなので、そこが抜けてしまうと、アセスとほとんど同じになってしまい、意味がなくなりますよね。もともとは、アセス制度だけで言うと合意形成機能がないので、事業者がアセスの手続きを始めて突っ走ってしまうと、知事としては何ともしようがないというような話があって、知事として、地元の合意形成状況を踏まえた判断をできる手続きを作りたいということが、そもそもこの条例の議論が始まった出発点です。単に環境情報を広く集めて意見を言うというだけでは、アセス制度で全く同じになってしまうので、意味がないと思います。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。他によろしいですか。事務局の方からお願いします。

【高梨課長】

立ち入りといいますか維持管理上の連携のあり方というところで、伊藤委員長からもありましたが、まずは工事についてきちんとできているかどうかを見る必要があるのではということと、工事が完成した後の維持管理があるわけですけれども、これについて、県の組織体制、体制的などところもありますので、どのような形で点検ができるのかというところを、まず工事的なところでも考えていきたいと思います。また、維持管理については先ほど述べさせていただきましたが、事業者の方々と連絡を取り合う連携体制はとっているもので、それも含めた中でどのように点検ができると、引き続き勉強していきたいと考えています。

【伊藤委員長】

既設の施設に対する対応はいかがですか。

【高梨課長】

法的な拘束力がどこから発生するかというところもありますので、引き続き検討してまいります。

【伊藤委員長】

本日は、皆様から骨子案等に対する大変貴重な御意見を頂戴いたしました。

本日の御意見等を整理し条例案の策定を進めてまいりたいと思います。

本委員会については、一旦、本日を持って終了となりますが、今後、手続きを進める中で、必要に応じて、委員会を招集させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

他に全体を通して何か御意見等がありますでしょうか。

なければ、以上で本日の議事は終了いたしました。御協力ありがとうございました。事務局に進行をお返しします。

【事務局】

伊藤委員長ありがとうございました。

それでは、杉澤環境エネルギー部長より、一言あいさつ申し上げます。

【杉澤部長】

山形県環境エネルギー部長の杉澤と申します。本日は皆様、コロナ禍で大変お忙しい中、真摯にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

私は1回目の7月2日の委員会の方は、県議会の日程の関係で、急遽出席できなくなり、今回初めて出席させていただきました。本当に、様々な面から、それぞれのご専門の立場から、貴重な、真摯なご意見をいただいたと思っております。

日本全体として、政府も力を入れてカーボンニュートラルの実現を目指しており、そのためにも再生可能エネルギーの最大限の導入という命題を進める中で、地域との共生、地元との合意形成ということをしっかりやった上で進めていくことを、この条例の中で担保していきたいと思っております。

本日様々なご意見をいただきましたが、条例そのもので対応する部分以外にも様々な課題があったかと思えます。規則やガイドライン、運用などで対応するといった点もあるかと思えますし、法律論や実情の部分もありますので、総合的に検討させていただきたいと思っております。

委員の皆様には引き続き、今後とも、ご協力いただきますようお願いいたしまして、簡単でありますけれども、お礼の言葉といたします。本当に、本日はありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。今後でございますが、本日の御意見等を踏まえ、最終的な調整を行わせていただき、市町村との意見交換会やパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえ条例案を12月定例県議会に提案してまいりたいと考えております。

本委員会については、本日が、一旦、最終とはなりますが、委員の皆様には、随時情報提供させていただきますので、お気づきの点等がございましたら、事務局まで御連絡いただければ幸いです。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、第2回委員会を閉会いたします。これまでの御議論等、誠にありがとうございました。